

39	へき地保健医療対策	URL	-			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
下図参照	ハード・ソフト	下図参照	【医政局分】 ハード：2月下旬 ソフト：6月下旬 【保険局分】随時	【医政局分】 ハード：2月下旬 ソフト：6月下旬 【保険局分】-	11,750	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室/ 保険局 国民健康保険課 03-5253-1111 (代表)

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額

【令和5年度予算額】 74.9億円 → 【令和6年度予算額】 75.3億円

2 内容

- へき地医療支援機構の運営 (1/2補助) 259百万円
都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。
- へき地医療拠点病院等の運営 6,606百万円
へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。
ア へき地医療拠点病院運営費 (1/2補助)
イ へき地保健指導所運営費 (1/2補助)
ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む)
(沖縄県以外:2/3補助、沖縄県:3/4補助)
エ へき地診療所医師派遣強化事業 (1/2補助)
- へき地巡回診療の実施 150百万円
無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。
ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科) (1/2補助)
イ へき地巡回診療航空機(医科) (1/2補助)
ウ 離島歯科診療班 (1/2補助)
- 産科医療機関の運営 (1/2補助) 281百万円
分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。
- へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業 229百万円
無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。
ア へき地患者輸送車(艇) (1/2補助)
イ メディカルジェット(へき地患者輸送航空機) (1/2補助) など

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和5年度予算額】 20.7億円 → 【令和6年度予算額】 17.8億円

2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》 (事業実施主体)

- へき地医療拠点病院 (公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
- へき地診療所 (公立・公的・民間・独法) (沖縄県以外:1/2補助、沖縄県:2/3補助)
- へき地患者輸送車(艇) (公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
- へき地巡回診療車(船) (公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
- へき地・離島診療支援システム (公立・公的・民間・独法) (1/2補助) など

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和5年度予算額】 24.5億円 → 【令和6年度予算額】 24.5億円

2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》 (事業実施主体)

- へき地医療拠点病院 (公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
- へき地診療所 (公立・公的・民間・独法) (1/2補助) など

40	地域運営組織 (RMO)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	普通交付税 措置・特別 交付税措置	/	/	31	総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5533	

※RMO : Region Management Organization

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※874市区町村で、おおむね小学校区単位に7,710団体が形成 (令和5年度調査)

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査 等

○全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置 (普通交付税・特別交付税)

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
2. 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

(特非) きらりよじまネットワーク (山形県川西町)

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



(特非) ほほえみの郷トイトイ (山口県山口市)

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



41	社会教育主事、社会教育士	URL	HP・事例等 https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県・市町村	ソフト					文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111 (内線3455)

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

期待される役割

○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。

○「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」

(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

○「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。

○講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**

＜具体的な職務の例＞

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐ**コーディネート能力**
 - 人々の納得を引き出す**プレゼンテーション能力**
 - 人々の力を引き出し、主体的な参画を促す**ファシリテーション能力**
- 〈養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力〉
- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
 - 地域課題や学習課題の把握・分析能力
 - 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
 - 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
 - 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
 - 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」

(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より



42	公民館	URL	HP・事例等 https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00479.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	市町村	ソフト					文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111 (内線3455)

1.事業の目的、内容

- 社会教育法第20条に規定する、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする社会教育施設。

2.設置及び運営主体

- 市町村及び公民館設置の目的をもって設立された一般社団法人又は一般財団法人

3.設置状況

- 全国 13,163館
(市(区)立 9,282館 (81.7%)、町立 3,272館 (79.4%)、村立 607館 (72.1%)、法人立 2館)
(令和3年度「社会教育調査」(令和3年10月1日時点)、カッコ内は設置している自治体の割合)

4.公民館をめぐる直近の動き

- 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、今後の生涯学習・社会教育の振興方策として、地域コミュニティづくりや子供の居場所など役割の明確化やデジタルデバイドの解消に向けた取組など公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育士の公民館等への配置促進など社会教育人材の活躍機会の拡充について記載されている。
- また、今後の生涯学習・社会教育の振興方策(重点事項)について(令和5年3月15日中央教育審議会総会(第135回))において、子供や若者が集い学び合う場としての社会教育施設を推進し、公民館等の社会教育施設が子供や若者の集い学び合う場となり、子供の居場所としての役割も果たせるよう、優良事例を収集し、横展開を図ると記載されている。

